○国土交通省告示第千二百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1113	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）志村3丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	平成22年10月12日
1116	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭ファイバーグラス株式会社	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地3	平成22年10月15日

○近畿地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原四九番から同町大字多賀小字南口二五番まで	前	三一・二〇～三七・〇〇（メートル）	〇・四四七（キロメートル）
	後	三三・〇〇～六一・〇〇	〇・四四七

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原四九番から同町大字多賀小字南口二五番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○北海道開発局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十八号及び二百四十二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡幕別町札内桜町九八番二から同町札内共栄町三番一まで	前	二七・〇〇～三九・三九（メートル）	〇・〇五一（キロメートル）
	後	二七・〇〇	〇・〇五一

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道河東郡鹿追町美蔓西二〇線一九番一二から同町美蔓西二〇線二二番四四まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡鹿追町美蔓西二〇線一九番一四から同町美蔓西二〇線一九番一二まで	前	三三・五六～七七・〇二（メートル）	〇・一七七（キロメートル）
	後	三〇・一一～七三・六九	〇・一七七
北海道河東郡鹿追町美蔓西二〇線一二番四五から同町美蔓西二〇線二二番四七まで	前	二一・九〇～二九・六七	〇・一四三
	後	四〇・〇六～四四・八三	〇・一四三

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三（一）　道路の種類　一般国道

（二）　路線名　三百三十六号

（三）　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道広尾郡広尾町字ビタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一林班ろ一四二林班ろ小班から同町字タンネソ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班ろ小班まで	前　A	一二・五〇～一七四・〇〇（メートル）	二・八三一（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　BA	一二・五〇～一七四・〇〇	二・八三一	
	BA	一六・三〇～七九・一九	二・七二一	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道河東郡鹿追町美蔓西二〇線一九番一二から同町美蔓西二〇線二二番四四まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部